

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月1日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此本 臣吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : Nomura Research Institute Australia Pty Ltd
住所 : MLC Centre, Level 57, 19-29 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
代表者の氏名 : President 川浪 宏之
資本金 : 189,491,949豪ドル (増資後)
事業の内容 : 豪州地域の持株会社

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 14,000,000個

異動後 : 189,491,949個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0%

異動後 : 100.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は2017年10月に、豪州地域の持株会社であるNomura Research Institute Holdings Australia Pty Ltdを設立(2019年3月にNomura Research Institute Australia Pty Ltdへ商号を変更)しました。その後、当社は、当社が保有するASG Group Limitedの株式を現物出資する方法により、Nomura Research Institute Australia Pty Ltdの増資を引き受けました。これにより、Nomura Research Institute Australia Pty Ltdの資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日 : 2019年4月1日